

名古屋外国語大学大学院学内推薦入学生奨学金規程

第1条 名古屋外国語大学大学院（以下「本大学院」という。）の学内推薦入学生奨学金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 この規定において、学内推薦入学生とは推薦入学試験により博士前期課程に入学した者をいい、奨学生とは次条の規定により給付される奨学金を受ける者をいう。

第3条 奨学金の給付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 授業料及び教育充実費の合計の2分の1の額
- 二 前号の規定にかかわらず、授業料減免を受けている場合は、減免後の金額の2分の1の額

第4条 奨学金を受けようとする学生は、次の各号に掲げる各学期の提出期限までに、所定の申請書を大学院事務室に提出しなければならない。

- 一 各学年の1期 毎年4月末日
- 二 各学年の2期 毎年10月末日

第5条 学長は、前条の規定により申請した学生を奨学生として採用する。

2 学長は、前項の奨学生について、大学院研究科会議に報告するものとする。

第6条 奨学生の採用は、前期課程在学期間中4回とする。

第7条 奨学生として次の各号に掲げる者は、資格を喪失したものとして、既に受け取った奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。

- 一 除籍者
- 二 学則に反する行為があった者
- 三 本大学院の学生として素行が好ましくないと認められた者
- 四 申請書類に虚偽の記載を行った者
- 五 その他奨学生として適当でないと認められた者

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 第3条中「教育充実費」とあるのは、平成25年度以前入学生については、「施設費」と読み替えるものとする。